

令和元年度 第3回 羽島市下水道事業審議会 会議要旨

日 時	令和2年1月31日(金) 午前9時55分から午前10時40分
場 所	羽島市役所本庁舎4階 第1会議室
出席者	<p>[審議委員] 出席者11名 山田俊郎会長、田中元雄副会長、糟谷玲子委員、藤川貴雄委員、後藤國弘委員、大橋専利委員、江崎真理子委員、奥田正夫委員、野口恵委員、鈴木雅恵委員、常川恵美委員</p> <p>[市関係者] 出席者8名 松井市長、成原副市長、堀水道部長、上坂下水道課長、豊田浄化センター所長、加藤課長補佐、谷口課長補佐、永田計画管理係長</p>
内 容	<p>1 開会 2 市長挨拶 3 出席者の確認 ・12名中11名出席しており、羽島市下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により会議が成立する。 4 会長挨拶 5 議事 ○羽島市公共下水道事業経営戦略（案）について ・経営指標 ・経営基盤の強化について ・財政収支の見通し ・経営戦略の進捗管理 ○その他 ・今後のスケジュールについて 6 その他 【質疑応答】 Q：経営戦略の進捗管理の中で、受益者負担の適正化をどのようなスケジュールで進めていくのか？ A：令和2年度から法適用し、公営企業会計の決算結果を踏まえた上で、審議会で新たな下水道使用料の答申をいただき、住民説明会を経て、議会への条例案を上程する。 Q：令和3年度については、面整備が極端に少ないがなぜか？ A：収支計画を作成する際に、財務部局との事前調整を行った結果市全体事業とのバランスを鑑み、当該年の面整備を抑えた。</p>

Q：市の財政安定化対策の中で、建設地方債を圧縮とあるが、今後の面整備に影響しないのか？

A：面整備に係る財源としては、地方債以外に国庫補助金や受益者負担金で賄える部分もあるため、無理のない地方債の償還計画を立てながら、令和7年度までは集中的に整備を行う。

Q：上下水道部になると、企業会計として会計は一本化されるのか？

A：上下水道事業は公営企業法適用となり、窓口は一本化されるが、会計については別会計となる。

Q：総務省の通知で、使用料20m³で3,000円という基準があるが、使用料の適正水準の確保はどのように行うのか？段階的に行うのか、それとも一気にを行うのか？

A：総務省の通知は、全国の下水道事業の平均値であり、羽島市における適正水準というわけではない。自治体ごとの事情があるため、総合的に判断し、羽島市における適正水準を検討する必要がある。令和2年度からの企業会計による決算数値を分析した上で、使用料体系を検討していく。

Q：経費回収率が他市と比較しても低いため、その部分の受益者負担も検討してみてはどうか？

A：受益者負担の中には、使用料だけではなく、水洗化率の向上による公平性という観点もあり、加入促進につながる新たな制度なども同時に検討を進める。